

# 安全安心な高知県産ショウガ推進協議会設立総会

## 次 第

日時：平成30年12月20日（木）14：00～

場所：高知県立ふくし交流プラザ 5階 研修室A

### 1. 開会

### 2. 議題

(1) 安全安心な高知県産ショウガ推進協議会の設立目的について

(2) 議案

- ・ 第1号議案 安全安心な高知県産ショウガ推進協議会の規約（案）について
- ・ 第2号議案 役員を選任について
- ・ 第3号議案 平成30年度事業計画の設定について

### 3. その他

### 4. 閉会

※ 引き続き適正な産地表示に関する研修会を開催

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会

設立総会資料

平成30年12月20日

## 議題（１）

### 安全安心な高知県産シヨウガ推進協議会の設立目的について

安全安心な高知県産シヨウガ推進協議会は、関係者が一体となって、高知県産シヨウガ（以下「県産シヨウガ」という。）の安全性、信頼性を確保するための取り組みを実施するとともに、県産シヨウガの産地偽装の再発防止に取り組むため、行政と農業者団体、民間事業者の連携体制の構築を図ることを目的とする。

議題（２）

第１号議案

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会の規約（案）について

議題（２）

第２号議案

役員を選任について

議題（２）

第３号議案

平成３０年度事業計画の設定について

「安全安心な高知県産ショウガ推進協議会」設立総会 出席者名簿

	団体名	役職等	氏名	備考
1	株式会社 あさの	取締役営業部長	浅野 壮一郎	
2	青木商店			欠席
3	株式会社 カネエイ	代表取締役	市川 義人	
4	岸田 透			欠席
5	株式会社 こうて屋	代表者	矢野 裕興	
6	株式会社 坂田信夫商店	代表取締役社長	水田 晶容	
7	三協連			欠席
8	有限会社 近森青果			欠席
9	土佐園芸青果 株式会社	代表取締役	野瀬 誠人	
10	土佐総合青果 株式会社			欠席
11	有限会社 百々青果			欠席
12	株式会社 中村青果	代表取締役社長	中村 義仁	
13	有限会社 野市青果			欠席
14	福留商店			欠席
15	株式会社 前川博之商店	代表取締役	前川 博之	
16	有限会社 まるよ野村商店			欠席
17	株式会社 松本商店			欠席
18	株式会社 マルカ			欠席
19	宮地嘉郎商店	代表	宮地 裕幸	
20	森沢昭夫商店	青果仲卸	森沢 良幸	
21	高知市農業協同組合	専務	長野 佳夫	
22	土佐あき農業協同組合	吉良川事業所長	宮川 真吾	
23	南国市農業協同組合	販売課長	内村 徳彦	
24	十市農業協同組合			欠席
25	長岡農業協同組合			欠席
26	土佐市農業協同組合	常務	宇賀 裕生	
27	土佐くろしお農業協同組合	販売部長	福原 隆夫	
28	高知はた農業協同組合	販売課課長補佐	大谷 久男	
29	土佐香美農業協同組合	常務	森田 祐輔	
30	土佐れいほく農業協同組合	経済部長	森 博文	
31	高知春野農業協同組合	専務	成岡 章	
32	コスモス農業協同組合	代表理事専務	大原 光鶴	
33	四万十農業協同組合	販売推進課長	吉岡 俊人	
34	津野山農業協同組合	販売次長	矢野 明	
35	高知県農業協同組合中央会	専務	田内 成幸	
36	高知県園芸農業協同組合連合会	代表理事会長 参事	弘田 憲一 青木 厚林	
37	行政 高知県	農業振興部長	笹岡 貴文	

事務局

	所属	役職	氏名
高知県農業振興部	副部長(総括)		西岡 幸生
	副部長		西本 幸正
	参事(次世代園芸推進・担い手確保担当) 兼産地・流通支援課長		二宮 一寿
	農業政策課	課長	池上 隆章
	農業政策課	課長補佐	小笠原 学
	産地・流通支援課	課長補佐	伊藤 啓介
	地域農業推進課	課長	有馬 弘一
	地域農業推進課	課長補佐	川谷 昌司
	地域農業推進課	チーフ(表示・市場担当)	田中 岳

# 安全安心な高知県産ショウガ推進協議会規約 (案)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会の名称は「安全安心な高知県産ショウガ推進協議会」と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を高知県農業振興部農業政策課（高知市丸ノ内1丁目7番52号）に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、関係者が一体となって、高知県産ショウガ（以下「県産ショウガ」という。）の安全性、信頼性を確保するための取り組みを実施するとともに、県産ショウガの産地偽装の再発防止に取り組むため、行政と農業者団体、民間事業者の連携体制の構築を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県産ショウガの適正な産地表示の推進に関すること。
- (2) 安全・安心な県産ショウガのPRに関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく本協議会にその旨を届け出なければならない。

(オブザーバー)

第7条 本協議会は、議決権を持たないオブザーバーを置くことができ、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の数及び選任)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

1 前項の役員は、会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。



(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

(総会種別等)

第11条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 1 総会の議長は、会長が務める。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会議決方法等)

第12条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会権能)

第13条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) その他本協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第14条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 本協議会の解散
- (2) 会員の除名
- (3) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに本協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第11条第1項及び前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

#### 第4章 事務局等

(事務局)

第17条 本協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県農業振興部農業政策課とする。
- 3 事務局は、本協議会の事務を行うものとする。

(事業年度)

第18条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本協議会の設立初年度については、本協議会が設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

附則

- 1 本規約は、平成30年12月20日から施行する。
- 2 本会議の設立初年度の事業計画の議決については、第12条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会会員		
1	ショウガ取扱事業者	株式会社 あさの
2		青木商店
3		株式会社 カネエイ
4		岸田 透
5		株式会社 こうて屋
6		株式会社 坂田信夫商店
7		三協連
8		有限会社 近森青果
9		土佐園芸青果 株式会社
10		土佐総合青果 株式会社
11		有限会社 百々青果
12		株式会社 中村青果
13		有限会社 野市青果
14		福留商店
15		株式会社 前川博之商店
16		有限会社 まるよ野村商店
17		株式会社 松本商店
18		株式会社 マルカ
19		宮地嘉郎商店
20		森沢昭夫商店
21	J A グ ル ー プ	高知市農業協同組合
22		土佐あき農業協同組合
23		南国市農業協同組合
24		十市農業協同組合
25		長岡農業協同組合
26		土佐市農業協同組合
27		土佐くろしお農業協同組合
28		高知はた農業協同組合
29		土佐香美農業協同組合
30		土佐れいほく農業協同組合
31		高知春野農業協同組合
32		コスモス農業協同組合
33		四万十農業協同組合
34		津野山農業協同組合
35		高知県農業協同組合中央会
36		高知県園芸農業協同組合連合会
37	行政	高知県

## 平成 30 年度事業計画の設定について

### 平成 30 年度事業計画書（案）

#### 1. 基本方針

- (1) 高知県産ショウガの産地偽装の再発防止を図るため、流通・販売過程における適正な産地表示を推進する。
- (2) 高知県産ショウガの安全性、信頼性を確保するため、効果的なPRを実施する。

#### 2 事業内容

##### (1) 適正な産地表示の推進

- ① 適正な産地表示の推進に関する研修会を開催する。

##### (2) 安全安心な高知県産ショウガのPR

- ① ショウガの産地を判別する「安定同位体比検査」を実施する。
- ② 「安定同位体比検査」の判定結果を速やかに公表する。
- ③ 本協議会における高知県産ショウガの安全性、信頼性の確保に向けた取り組みを関係者や消費者に広くPRする。

#### 3 県協議会の運営

総会を開催するほか、協議会の運営に必要な事項を行う。